

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項事務の欄13中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に改め、同欄中54を60とし、25から53までを31から59までとし、24を29とし、29の次に次のように加える。

—— 30 法第二十五條第五項の規定による報告の徴収又は立入検査
別表第一の二十五の項事務の欄中23を28とし、22を27とし、21を25とし、25の次に次のように加える。

—— 26 法第二十五條第一項の規定による指導又は助言
別表第一の二十五の項事務の欄中20を24とし、19を23とし、18を19とし、19の次に次のように加える。

20 法第二十四條の二第一項の規定による勧告

21 法第二十四條の二第二項の規定による命令

22 法第二十四條の二第三項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第一の二十五の項事務の欄中17を18とし、16の次に次のように加える。

17 法第二十三條第三項（法第二十四條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。